

福利厚生事業に関する自動販売機設置管理事業者の公募について (飲料水)

国立大学法人豊橋技術科学大学において、下記のとおり企画競争について公募します

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

国立大学法人豊橋技術科学大学自動販売機設置管理業務（飲料水）

(2) 事業概要

本学学生及び教職員に対する福利厚生事業のため、本学の指定場所に飲料用自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置・管理を行う業務。

(3) 設置場所等

豊橋技術科学大学内（豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1）の4つのゾーン
生活ゾーン，研究ゾーン，教育ゾーン，福利ゾーン
に分けてそれぞれ事業者を公募する。

(4) 提案方法

上記（3）の全ゾーンについて同一の設置業者の提案を妨げないが、キャンパス内に多様な商品配置を図るため、選定は1業者1ゾーンのみとする。

（選考の結果、割り当てがないゾーンが発生した場合はこの限りでない。）

複数ゾーン提案する業者については、希望順位を付して提案するものとし、提案内容は全てのゾーンにおいて同一とすること。

なお、同時期に学内の飲料・麺類及び自動販売機によるパン類等販売管理業務者も公募するが、同一の事業者の参入を妨げないものとする。

2. 応募資格要件

応募資格は、次の条件を満たす法人とする。

(1) 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第3条又は第4条に該当しない者であること。

(2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 飲料用自動販売機の設置業務について3年以上運営実績を有し、現在も継続中であること。

(4) 国，地方公共団体，国立大学法人または独立行政法人等から，取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者

①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。

②暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。

③国税，県税及び市町村税の滞納がある者。

3. 公募要領等交付場所・問い合わせ先

交付期間 令和8年8月24日（月）～令和8年10月13日（火）

土、日、祝日を除く 9：00～17：00

〒441-8580 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学財務課（担当：大石）TEL:0532-44-6511

E-mail keiyaku@office.tut.ac.jp

4. 公募説明会の開催

日 時 令和8年9月8日（火） 14：00

場 所 国立大学法人豊橋技術科学大学 事務局3階 大会議室

そ の 他 名刺をご用意のうえ、受付でご提出ください。

5. 企画提案書等の提出

（1）提出方法

提出期限までに郵送または持参にて必要部数を提出すること。

（2）提出期限

令和8年10月19日（月）17時00分必着

（3）提出場所及び問合せ先

〒441-8580 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学財務課（担当：大石）TEL:0532-44-6511

4. 選定方法

本学選考委員会において、本公募事項に基づき提案された業務の取り組み方法及び、販売価格，販売手数料に関する事項並びにその他の審査事項を総合的に評価のうえ，最も評価の高い者より，その希望に沿ったゾーンの事業者として選定する。選定された事業者は，導入にかかる調整及び詳細な打合せ等を行い，契約を締結する。

5. その他

その他の事項については，公募要領によるものとする

以上公告する。

令和8年8月24日

国立大学法人豊橋技術科学大学
財務課